

令和元年第 2 2 回教育委員会定例会

開会年月日 令和元年 11 月 21 日 (木)
場 所 光が丘夏の雲小学校 視聴覚室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委員 新 井 良 保
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 高 柳 誠
同 委員 伊 神 泉

議 題

1 議案

- (1) 議案第 40 号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成 19 年陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成 23 年陳情第 4 号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成 23 年陳情第 20 号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成 25 年陳情第 9 号 都市計画道路補助 135 号線の整備計画 (素案) の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成 26 年陳情第 1 号 都市計画道路補助第 135 号線整備計画 (素案) の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成 26 年陳情第 2 号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成 27 年陳情第 6 号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成 27 年陳情第 9 号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第 3 号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第 4 号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和元年第四回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ② その他
 - i その他

5 視察

(1) 光が丘夏の雲小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時16分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから、令和元年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、光が丘夏の雲小学校の視聴覚室をお借りして、出前教育委員会として行う。

学校の皆様にはご協力いただき感謝申し上げます。

また、本日は案件の最後に視察と、午後1時40分から視聴覚室で保護者の皆様との意見交換会を予定している。進行についてはご協力をお願いする。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情10件、協議2件、報告1件である。

(1) 議案第40号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育長

はじめに、議案である。

議案第40号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則。それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

法律や制度が変わることによって、規則も改正するということである。何かご質問、ご意見があったらお出しただければと思うが、いかがか。よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第40号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第40号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。(7)平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情。この陳情については、本日、

新たに資料が提出されている。事務局より、資料の説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

以前にもこの陳情についてはご意見をいただいたかと思うが、支援を必要とする子供たちへの教育という大変重要なテーマであるので、また改めてこれを取り上げさせていただく。特別支援教室を小学校、中学校ともに全ての学校に設置したので、そういうことも踏まえながら、特別支援教育のあり方等についてご意見等をいただければと思っています。資料についてのご質問、ご意見でも結構であるし、陳情に絡めてご意見をいただいても結構である。

教育長としては、この陳情について本日結論を出すという考えは持っていない。この課題については、折に触れて取り上げるべきだと思っているので、引き続き協議をしていくという位置付けにさせていただければと思う。よろしく願います。いかがか。

伊神委員

3ページの28年度からの特別支援教室の利用者数の推移を見させていただくと、小学生は4年間で約2倍に、また、令和元年度の中学生は160人とあり、こんなに多いのだなと思った。陳情が出された27年度から4年経っているが、特別支援教室の体制や環境が全く違って、明らかに今のほうが子供たち、保護者に手厚い支援がなされていると思う。現在、この特別支援教室での指導を始めてから、ほかの保護者から、この陳情の方のように、以前に戻ってほしい等そういった声はあるのか。

学務課長

特段そういった声は聞いていない。評価いただいているものと認識している。

伊神委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

先ほど教育長からお話があったように、特別支援教室については小・中学校ともに全て開設されているということで、大変素晴らしいことであると思う。

私が思うに、通常級の子供の中で、いわゆるアスペルガー症候群の子供たちとか、高機能自閉症の子供たち、ADHDで少し情緒的に多動である子供たち、そういう子供たちは、特別支援教室の個別指導等いろいろな小集団で対応をすることによって安定するのではないか。その点については、特別支援教室が配置されたことによって、保護者の

送迎等の負担がなくなるということも含めて、大変すばらしいことだと思う。

特に大事な点は、自己コントロールである。子供たち一人一人に、自己コントロールをどう身に着けさせるかということ。それから自尊心である。特に高機能の子供たち、アスペルガーの子供たちは、絶対に自尊心を傷つけてはならない。自尊心を傷つけられることがないようにかわることが、非常に大事ではないかと思う。

それから巡回指導ということで、専門の先生が巡回をしてくださって、さらに担当教員の質の向上が担保されているということ。特別支援教室が全校に設置され、担当教員の先生方のご負担もあるかと思うが、指導・研修をしていただいて、少しずつ質の向上に努めながら、また、保護者のニーズも伺いながら進めていただきたいと思う。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

特別支援教室が練馬区の全ての小・中学校にできたということは、大変よいことだと考える。子供たちや保護者にとって効果的な特別支援教育ができる、本当に基盤になるものである。また、小学校、中学校で、陳情内容についても丁寧に配慮して検討されていると思う。

坂口委員

今、課長の説明を伺って、非常によくわかった。陳情内容の1、2、3については満たされている、4についてはほかの形で解決済みであると思う。

それから伊神委員がおっしゃったように、特別支援教室の利用者数が小学校で566人と、非常に増えている。今までは、普通だけど少し独特な行動をするといった子が、今は発達段階で、アスペルガーとか高機能とか、いろいろな名前がついてわかってきている。きちんとした教育を受ければ、伸びるものを見いだしてもらえて、将来、自立できるようになる。その最初の非常に難しい段階だと思うので、行政でできるだけ整えて、小集団で対応する教育が非常に大事かと思っている。

今、学級に担任ではない支援員が1人か2人いて、教室の中でお子さんをサポートしているのを見かけるが、それはこの対象に入るのか。その辺を少し教えていただきたい。

教育指導課長

学校生活支援員は、通常の学級にも特別支援学級にも入っている。特に通常の学級では、特別な配慮を要する子供たちの支援にあたるために、学校からの申請に応じて配置をしている。年度当初の4月から配置をする学校生活支援員と、年度途中で配置をする臨時支援員の2種類の職務があるが、そういった方々が担任の授業の手伝いのために入っている。これらも会計年度任用職員となるので、今後、その働き方については整理されていくことになろうかと考えている。

学務課長

特別支援教室、発達情緒系のお子さんということで少しご説明すると、東京都が平成26年8月に調査をした際には、割合としては、小学校で全体のお子さんの6.1%、中学校で5.0%のお子さんが情緒発達の課題があるとしている。これを1クラス40人で換算すると、大体2人ぐらいとなる。この2人のお子さんのうち、重めのお子さんは、特別支援教室でケアをしながら通常級で学ぶ、もう1人のお子さんについては、学校生活支援員が教室での支援を行うという形になっている。人数については、練馬区では東京都の推計よりは少し少なめに出ている。特別支援教室での指導、ケアと、通常学級での指導を組み合わせながら行っているところである。

坂口委員

親にとってはどちらで学ばせればいいのか等、そういう選択もこれから大事なことかと思う。

教育長

特別支援教室は、きちんと検討体制をつくって懸念されることについて整理をした上で設置をしている。円滑に運営されていると思うが、小学校で設置をされてから1年以上経ち、中学校は今年の4月から全校で実施ということで、実施をしてわかった課題等は何かあるか。

学務課長

一番の課題は、巡回指導教員の負担が大きいことだと認識している。2人1組で学校を回るの、例えば風邪をひいて休むことができないといったことも含めて、巡回指導教員がいかに授業しやすい環境、それから、服務等も含めて対応を図ることが課題だと思っている。そういった解決策の一環ではないが、今までは小学校の教員による拠点校連絡会という会議体を設けて、巡回指導教員と私も学務課とで定期的な打合せを行い、課題等を共有してきた。今回、中学校でも開始したことに伴い、小・中両方の教員を集めて、悩みや課題、こうやっていいのではないかというアイデアも含めて共有しているところである。いずれにしても、教員の負担が大きいというのが一番の課題と認識している。

教育長

この特別支援教室の制度が始まる前は、教員の負担もある程度はあるだろうと思っていたが、むしろ、学校側のほうで教室を用意することが厳しいと思っていた。実際にやってみると、教員の負担が大きな課題であったということだ。これまでは子供たちが移動していたが、この制度は先生が移動するという改革であるので、そういう意味では教員の負担が一定程度ある。それに対して、今、課長が話したように、その負担を軽減するにはどうしたらいいのかということについて検討に入っている。まだ始まったばかりの制度なので、これからも課題を抽出しながら解決に向けて検討していかなくてはいけない。

私としては、この陳情については引き続き継続させていただいて、適宜またご議論い

ただ場面をつくっていきたいと思っている。本日のところは、継続とさせていただくということによろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この陳情については継続とさせていただく。

次に、(9) 令和元年陳情第3号、(10) 令和元年陳情第4号については、署名の追加が提出されている。事務局から報告をお願いします。

事務局

令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情について、11月8日に5名分の追加署名を受領した。これにより、計40名となる。

また、令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情、こちらについても11月8日に15名分の追加署名を受領した。これにより、計54名となる。

以上である。

教育長

署名の追加ということで、報告があった。これら2つの陳情の審議は次回以降とさせていただき、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

その他の陳情7件についても、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、残り7件の陳情についても本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議（１）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について。この協議案件については、本日新たに資料が提出されている。事務局より資料の説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

旭丘小学校・中学校は、練馬区では２校目の施設一体型の小中一貫教育校になるわけであるが、いよいよ、その建設に向けた準備が具体的に始まる。今日は、小中一貫教育とはどのようなものか、それから、旭丘・小竹地区の小学校・中学校の教育の現状、大泉桜学園の小中一貫教育校の状況等々をお示しさせていただいた。

今、課長からも話があったように、具体的にどういう学校をつくっていくのかということについては、今、地元の皆さんと協議する場として準備会を開いているので、その進捗状況も踏まえながら、また、この教育委員会でもご報告をさせていただき、ご意見をいただくという流れになる。

今日は、その最初となるので、ご質問、ご意見があったら自由にお出しいただきたい。もう少し具体的になってきたら、この部分はどうか、こういうふうにしたほうがいいのか、あの部分はもう少しこうならないのか等、いろいろなご意見が出ると思うが、本日のところはまだそこまで至っていないので、一般的な話にならざるを得ないと思うが、遠慮なくご発言いただければと思う。いかがか。

高柳委員

まず、３ページの「新校の設置に向けた検討イメージ」にある「いろいろな交流活動」や「一貫性のある指導」については、桜学園の実践や、小中連携グループの実践または研究、そういうものを十分生かして、今までいろいろな学校で成果を上げてきたこと等、いい内容が盛り込まれていると思う。また、「大学との連携」というのは、私が言うまでもないが、旭丘・小竹地区の特性を生かした教育である。大学との連携というの、教員同士の連携もそうであるし、大学の教員を小学校や中学校に派遣して先進的な教育を進めていくといった事例もある。練馬区もまた、大学といろいろ連携しているが、こういったことがしやすくなったのは非常にいいことだと思う。ここに挙げられている３つの具体的な例もいいと思うし、また連携が進んでいけば、これ以外のいろいろな連携ができていくのだろう。

つぎに、４ページの「教職員体制」について。施設一体型の小中一貫教育校では、ほとんどの学校で校長１名、副校長３名を配置している。校長が１名で学校経営の一体化等を、それから副校長を３名にして、そのうちの１名がどちらかの補佐をするような形なのだろう。桜学園はそれほど学級数が多いが、先ほど例に出た品川区では、小・中合わせると２９学級と多くなる。私がよく知っている学校でも、小・中合わせて３０学級あるが、校長と副校長の職務権限や意識がかなり違うところもあって、学級数が多

いと1名の校長では全ての学級を掌握できない。校長は、時間がある限り各学級を回って授業を観察したり、教職員と面談したり、子供の実態把握をしたりしている。それから、週に1回は週案を点検しているが、ある一定学級以上の学校に勤務していると、それができにくいという事例がある。以前は毎週、週案を細かく見て、授業観察もきちんとやっていたが、それが本当にできにくくなったというような切実な声を聞いている。

だからといって、校長を2名にしたほうが学校経営の一体化、一本化を図れるかというのと、2名体制にすれば、船頭が2人いるみたいにとっちつかずになる等、いろいろな問題がある。校長2名体制がいいから検討してくれということではない。どちらがいい、悪いとは言えないが、そういう問題も少しあるということである。そんなことも以前、懇意にしていた校長に聞いたことがあるので、頭に入れておいていただければありがたいと思っている。

教育長

旭丘小・中は、大体どのぐらいの規模になりそうなのか。

教育施策課長

現在、旭丘小学校が160名、6学級、旭丘中学校が149名、6学級で、おそらく小竹小の希望者等を考慮しても、30学級近い大規模校になるということは想定されないと考えている。

ただ一方で、桜学園との大きな違いとして、特別支援学級を伴う施設一体型をつくるのが練馬区としては初ということがある。品川区から聞いた話だと、校長や副校長の分担や、学級経営については、事前にしっかり準備する必要があるということなので、今、教育指導課とも情報共有をしながら、そういった部分についても今後の検討課題としている。

教育長

単に量的なものではなく、質的な部分でもそういった課題があるということである。ほかにいかがか。

坂口委員

2ページのスケジュールを見ると、5年後にやっと工事がスタートするものを今から用意するということである。いろいろと考えて器を用意していても、また何かしら支障が出るだろうと思うが、最大限、行政は用意しなくてはならない。

例えば、グラウンドを2つにするか、1つにするか、1つは小さくていいとか、教育内容のことも考えながら検討するわけである。単純に体育館が2つ、グラウンドが2つあればいいのか。例えば運動会とか全校の子供たちが集まっただけの楽しもうとするときに、そのキャパシティはあるのか。教育内容と入れ物とを絡めながら決めていかねばならない。

私が桜学園で携わったときは、一生懸命2年間考えて、新しい学校が実際に運営していくのを見られたので、とてもよかった。今の運営委員会の委員それぞれの専門性を生

かし、教育内容のことも本当に考えながら進めなくてはならないと思う。さまざまな研究を進めて、よりよい学校をつくり上げてほしい。この光が丘夏の雲小もそうである。10年前に2つの学校を統廃合する際には、理想をもってつくられたと思う。新しい学校をつくるということは、それだけ責任を持つということかなと改めて思った。

教育長

令和5年度から工事がはじまるが、新しい学校なので工事に2、3年かかる。そうすると、学校ができるのが8年後ぐらいになる。今、一生懸命議論しても、できるのは8年後なのかと思うかもしれないが、逆にほとんどが基本設計で決まってしまうので、今は一番大事なときかもしれない。工事に入ってからでは後戻りできないので、ここ1、2年は集中的に議論していかなければいけないと思っているので、ぜひこの教育委員会の中でも、いろいろな意見を出していただければと思う。

坂口委員

そうすると、例えば2ページにある検討項目の「教育内容」だが、教育目標とか、このあたりも決めていかなければならないということか。

教育長

ハード面にかかわらない部分の、純粋に運営面での教育目標とか、そういうものについてはまだ時間があると思うが、それがハード面にかかわるものであれば、やはりあらかじめ整理しておかないといけない。

坂口委員

わかった。

伊神委員

小中一貫の取組、5年生から9年生までという考えは、すごくいいと思っている。実際にこういう内容を見ていると、子供の不安というよりも、親の不安が取り除かれるのではないかと思う。

少し気になったのが、中学校側からの視点である。ソフト面はこれからということなのだろうが、桜学園における取組を見ると、小学校側では、中学校に向けての準備、用意等の取組、例えば部活動への参加とか、そういうものがすごく押し出されていると感じた。ただ、中学校側から見た場合、小中一貫として取り組んでいく中での、いい面が少し少ないと感じる。先ほど校庭の話が出たが、もし校庭が一緒だったら、ボール投げも小学生は思いきりできるが、中学生は小さい子がいたときのことを考えたら思いきりできない。後から、やはり校庭は別がよかったということになっても、変えるのは難しいと思う。これから先、内容面を決めていくときに、小学校側からのアプローチが多いイメージがあるので、中学校側からの視点も考えてほしいと思った。

教育長

ほかにかがいか。

新井委員

5ページの「新校の設置に向けた検討イメージ」に、ねりっこクラブのことが記載されている。5ページの右側に旭丘小学校、中学校の図があるが、ねりっこクラブの場所は、現段階で大体どの辺のところを検討されているのか。

教育施策課長

まず、現在の状況だが、学校施設内には学童クラブがなく、旭丘小学校の学童クラブ希望者については、栄町の児童館や、学区外にある学童クラブに通っているような状況である。今回、新校の改築にあわせて、学校内に学童クラブを設置する方針であり、その設置については、運営等も含めて、こども家庭部とも相談しながら準備を進めていく。

教育長

旭丘小・中については、どういうふう新しい学校をつくったらいいか検討しているところで、現在、どこに新校をつくるかも決まっていない。ねりっこクラブについても、場所などはまだ決まっていない。

新井委員

この前、視察をさせていただいた北原小のねりっこクラブでは、セカンドスペースという考え方もあったが、そのことも検討の中に入っているということか。

教育長

そうである。教室のシェアは必要だと思っているが、そういう形になるのか、それとも固定の部屋をつくるのか、それもまだ決まっていない。

学校施設課長

2ページに、新校の設置に向けた改築スケジュールの想定を書いているが、ねりっこクラブの設置も含めた大体のレイアウトは、令和2年度に行う基本設計のときに検討する内容となる。基本設計が終わった段階で、そういったレイアウトも含めたところをある程度お示しできるかと考えている。

教育長

5ページのICT学習で「パソコン室と図書室を一体的に整備」とあるが、これはどういうところから出てきたのか。

教育施策課長

近年、調べ学習という観点から、パソコン室と図書室を一体的に整備する事例がある。近年の学校改築では、練馬区、他自治体も含めて、調べ学習を図書とするのとパソコンとするのと、同時に行えるような施設構成というのが多くあり、1つの検討素材として

例示している。

教育長

例えば、1人1台のタブレットパソコンがあれば、それを図書室に持って行って調べればいいだけの話ではないかと思うが、その辺はどうなのか。

学務課長

現在、新聞報道等で、子供たちに1人1台のタブレットパソコンを配備するという記事を皆さん目にされているかと思う。そういった将来の教育事情を見据えながら、どのような施設整備をするのか検討することが、まさに重要なところである。タブレットパソコンを子供たち一人一人に配備するのであれば、パソコン教室自体の必要性というの、当然議論しなければならないと認識をしている。

教育長

ほかに何かあるか。よろしいか。

この協議案件についても、引き続き議論をしていきたいと思うので、よろしく願います。それでは、この案件についてはこれで終わらせていただく。

その他の協議案件（2）については、本日のところは継続とし、次回以降に協議をしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 令和元年第4回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について
- ② その他
 - i その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は、1件ご報告がある。報告の①番について願います。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

条例を改正するため、区長に条例改正議案を議会に出していただきたいという依頼を

行うものである。よろしいか。

それでは、その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

それでは、この後、11時35分から4時間目の授業視察となる。

本日の定例会については、視察の終了をもって閉会とさせていただきます。